

最後に、要望として空き家問題について申し上げます。空家の適正な管理は、第一義的にはその所有者に当然責任がありますが、所有者の特定が困難な場合があること、あるいは空家の除却や再利用に際して所有者の経済的負担がかかることなど、解決に向けての課題が指摘されておりました。一方で危険な空家をそのまま放置する事は防犯、防災、衛生、景観等地域住民の安全や住環境を守るためにも急いで対策が求められているわけであります。そうしたことから、2014 年 11 月、空き家対策の推進に関する特別措置法が制定され、各市町村が特定空き家と認定した場合、所有者に撤去や修繕などの指導をし、従わなければ勧告・命令を出すことが可能となりました。命令に従わなければ 50 万円の料金が課せられ、それでも従わない場合は行政代執行で撤去することもできるとされています。

私は最終的手段としては行政代執行を否定するものではありませんが、それは抑制的であるべきだと思いますし、本来ならそのような段階に行く前に所有者が何とかするということが望ましいわけであります。

しかし、所有者にとっての困難は、一つは解体、撤去の費用がかかること、そしてもう一つは撤去した後の固定資産税が 6 倍になるという税負担の問題であります。この二つが空家の撤去が進んでこなかった大きな要因であります。特措法では、所有者が解体の要請に応じない場合、固定資産税を 6 倍に引き上げる措置もとれることとなりましたが、つまり解体しなくても固定資産税は 6 倍になるということであり、所有者の解体の負担、税金の負担が解消されるわけではありません。所有者が高齢であったり低所得であることが原因で解体費用が捻出できないという事例も多く、結局特措法によっても解体は進まず、逆に税金滞納が増えるという懸念も生じるのではないのでしょうか。

そういう点では、所有者も市町村も負担をかけず、なおかつ除却が促進されるような施策が待ち望まれています。税負担の不公平感が生じないよう配慮しつつ、なおかつ何らかの税制上のインセンティブを国に対し求めていくことが必要ではないかと思えます。

ぜひ県としても知恵を絞っていただきますようお願いしたいと思います。